

平成 27 年度

「株式会社 関電アメニックス 北アルプス交通」の 輸送安全にかかる取組等について

【運輸規則第 47 条の 7 の規定による旅客自動車運送事業者による輸送の安全情報に係る事項の公表】

平成 27 年 7 月



長野県大町市平 180 番地 8
株式会社関電アメニックス
北アルプス交通事業部
取締役事業部長 吉田 明弘

当社における、今年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の「輸送の安全」にかかる取組について、昨年度実施したことによる効果や反省点をチェックし、改善ポイントを整理した統括の結果、次のように実施することとしましたので公示します。

1. わが社の「輸送の安全」に係る取組

27 年度わが社の事故防止のための安全方針

交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を行い、交通事故を起こさないバス会社として、お客様から信頼される事業者を目指します。

27 年度 社 内 へ の 周 知 方 法

- ①安全連絡会による周知
- ②安全教育講習時における文書及び口頭による周知
- ③点呼場への掲示による周知
- ④安全方針を名札に挿入し、乗務員への周知

安全方針に基づく目標

27 年度

平成 25 年 4 月発生に関越道での高速ツアーバス事故以降、バスの安全に関してお客様や社会の関心が高まっており、安全への弛まぬ努力を行うこととし、

- ・人身事故 **ゼロ件**
- ・物損事故 **ゼロ件**

を目標とする。

目標達成のための計画

- ① 飲酒運転の根絶
 - ※ 責任の重大性を認識した、飲酒運転根絶機運の醸成
確実な呼気検査の実施
- ② 貸切バス事業者安全性評価「3つ星」認定による安全品質の向上
 - ※ 同評価制度による安全態度の向上、PDCA サイクルの実施による
更なる安全品質の向上を図る。
- ③ 確実な安全確認による見落とし事故の防止
 - ※ 動作時の確認の徹底（特に「発進時」「後退時」「右左折時」）
- ④ 情報の共有化
 - ※ ドライブレコーダー収集画像及び、ヒヤリハット体験を報告し、
安全連絡会で分析・対策をする。
- ⑤ デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー導入による運行の可視化
 - ※ デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーにより運行を可視化し
乗務員指導の充実と事故抑止に繋げる。
- ⑥ 車内事故の防止
 - (ア) お客様へのシートベルト着用案内の更なる徹底
 - (イ) 走行中の席移動等を行わないようお客様へ案内の徹底
- ⑦ 夕暮れ時・夜間の事故防止
 - (ア) 夕刻時の早めの点灯
 - (イ) 夜間のスピードダウン
- ⑧ 子どもと高齢者の交通事故防止
 - (ア) 子ども・高齢者の動きを予測した運転
 - (イ) 乗降時停車時の着席確認徹底
- ⑨ 車輛点検の確実な実施
- ⑩ 接客マナーの勉強会の実施
- ⑪ 警察署による講習会の実施
- ⑫ 健康管理の拡充

わが社における安全に関する情報交換方法

- ① 安全連絡会の実施による、ヒヤリ・ハット体験等の情報共有化
- ② 安全教育講習会等の実施
- ③ 乗務前点呼時における安全に係る注意事項の伝達
- ④ 掲示板・インターネット情報を活用した、安全情報の発信

わが社の安全に関する反省事項

- ・ 目標として掲げた「人身事故ゼロ件・物損事故ゼロ件」は人身事故が0件、
物損事故が4件発生。
- ・ うち3件は被害事故（追突1件・スリップ車両1件、側面衝突1件）。
- ・ うち1件は安全確認不足による物損事故

反省事項に対する改善方法

- ・ 対面点呼時における更なる安全意識の啓発
- ・ 安全講話等開催による安全意識の高揚
- ・ 安全連絡会の更なる拡充
- ・ 動作時における安全確認の再徹底
- ・ K Y Tによる更なる事故防止の徹底

輸送の安全に関わる内部監査

安全管理体制・法定帳票類の整備について年1回以上内部監査します。

2. わが社の行政処分等について

処分となった原因

行政処分等無し。

違反事項・処分内容

行政処分等無し。

改善内容

行政処分等無し。

改善の具体的措置

行政処分等無し。

3. 事故に関する統計

総件数及び類型別の事故件数

自動車事故報告規則第2条に規定する事故
0件

4. 安全統括管理者

運輸事業室長 松井 謙一郎 (平成25年12月20日選任)

5. 安全管理規程

平成25年12月20日 制定 (平成25年12月25日長野運輸支局届出)

6. その他

公示の方法：

北アルプス交通営業所内掲示板への掲示及びホームページへの掲示により行う。

公示の期限：次期の本取組作成までの間

以 上